

## JISA 法務セミナー

### 「民法改正が情報サービス取引に及ぼす影響」開催



平成30年1月24日、全国情報サービス産業企業年金基金会館(東京)で、また、1月26日には新大阪ブリックビル(大阪)で、JISA法務セミナー「民法改正が情報サービス取引に及ぼす影響」を開催した。出席者は計159名(東京124名、大阪35名)。講師は、飯田耕一郎氏(森・濱田松本法律事務所 弁護士)。

本セミナーは、「情報サービス取引を行う上で必要な改正民法の主な論点と契約上の留意点」「情報サービス取引を巡る裁判例の動向と主な論点」に関する情報提供を通じて、情報サービス取引の円滑化に資することを企図して開催したものである。

飯田氏は、まず、民法と契約の優先関係について触れた後、改正民法のポイントとして、「請負契約における契約不適合責任」「報酬請求の要件」「定型約款の要件・効果」を中心に概説した。「請負契約における契約不適合責任」については、改正民法上も任意規定であるものの、期間制限が「注文者が契約不適合の事実を知った時から1年以内」と定められたため、個別の取引に応じて適切な期間を設定するよう、契約交渉が重要であること、「報酬請求の要件」については、準委任の規定に労務報酬型と成果報酬型が観念されたことに伴い、従前以上に運用に留意が必要なこと、「定型約款」については、該当する場合のリスクにも留意が必要なこと等が紹介された。

続いて、ベンダのプロジェクト・マネジメント義務とユーザの協力義務に関する裁判例の動向とベンダが留意すべき点について説明がなされ、具体的事例として、旭川医科大学対NTT東日本事件(札幌高判、平成29年8月31日)、トクヤマ対TIS事件(東京地判、平成28年4月28日)の事実経緯、争点と裁判所の判断ポイントが紹介された。(茂木)

